

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）に係る所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 相続又は遺贈により取得した株式等の相続財産を、一定期間内に「譲渡」した場合には、相続税額のうち譲渡した資産に対応する部分の金額を、その資産の譲渡所得の計算上、取得費に加算できることとされている。 ・ 特例措置の内容 上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合であっても、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）の適用対象となることを法令上明確化すること。		
関係条文	租税特別措置法第 39 条、第 37 条の 10、第 37 条の 11 等		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、通常の譲渡同様、取得費加算の適用対象となることを法令上明確化することで、投資環境の更なる整備を図ること。 （２）施策の必要性 相続又は遺贈により取得した株式等の相続財産を、一定期間内に「譲渡」した場合には、相続税額のうち譲渡した資産に対応する部分の金額を、その資産の譲渡所得の計算上、取得費に加算できることとされている。 取得費加算については、「相続財産の処分が相続の直後に行われる場合と、とくに相続税納付のために行われる場合には、納税者は相続税と譲渡所得税との二重課税を受けるとの印象をもつ」ことを踏まえて創設されたものであることから、当該趣旨を踏まえれば、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、取得費加算の適用対象となり得るものと考えられる。 しかしながら、法令上、取得費加算の対象となる「譲渡」には、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるもの（みなし譲渡）が含まれていないことから、投資環境の更なる整備を図る観点から、みなし譲渡に該当する場合も取得費加算の適用対象となることを法令上明確化する必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、通常の譲渡同様、取得費加算の適用対象となることを法令上明確化することで、投資環境の更なる整備を図ること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	直近３年以内に相続又は遺贈により取得した財産について、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる者が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置により、直近３年以内に相続又は遺贈により取得した財産について、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合においても、通常の譲渡同様、取得費加算を適用できることが明確化されるため、投資環境の整備に資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資環境の整備に資するものであり、妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。